

立川市クリーンセンター たちむにい 運営事業説明会



【開催日時／会場】

- 令和4年8月25日（木）午後7時～8時 上砂会館第一集会室
令和4年8月27日（土）午前10時～11時 昭島市立富士見会館第一集会室
令和4年8月27日（土）午後2時～3時 立川市役所本庁舎101会議室

共催 立川市環境下水道部新清掃工場準備室、荏原・吉川特定建設工事共同企業体、株式会社たちかわEサービス

【 本日の説明内容 】

1. 立川市クリーンセンターについて
2. 運営開始前後のスケジュールについて
3. 立川市クリーンセンター運営基本方針
『たちむにいい宣言』について
4. 施設の運営について
5. 緩衝帯等について



1. 立川市クリーンセンターについて

1-1.施設の名称と愛称について

【施設名称】

■立川市クリーンセンター

【施設愛称】

■たちむにい

1-2.立川市クリーンセンターが目指す施設

地球環境や地域環境、施設周辺の生活環境を保全するため、環境への影響物質の排出を可能な限り低減を図る施設を目指す。

ごみの処理（焼却）だけでなく、環境学習が行える機能を備え、地域への調和と景観に配慮した、市民から親しみをもたれる施設を目指す。

万全の事故対策を実施することにより、将来にわたって安全で安定したごみ処理が行える施設を目指す。



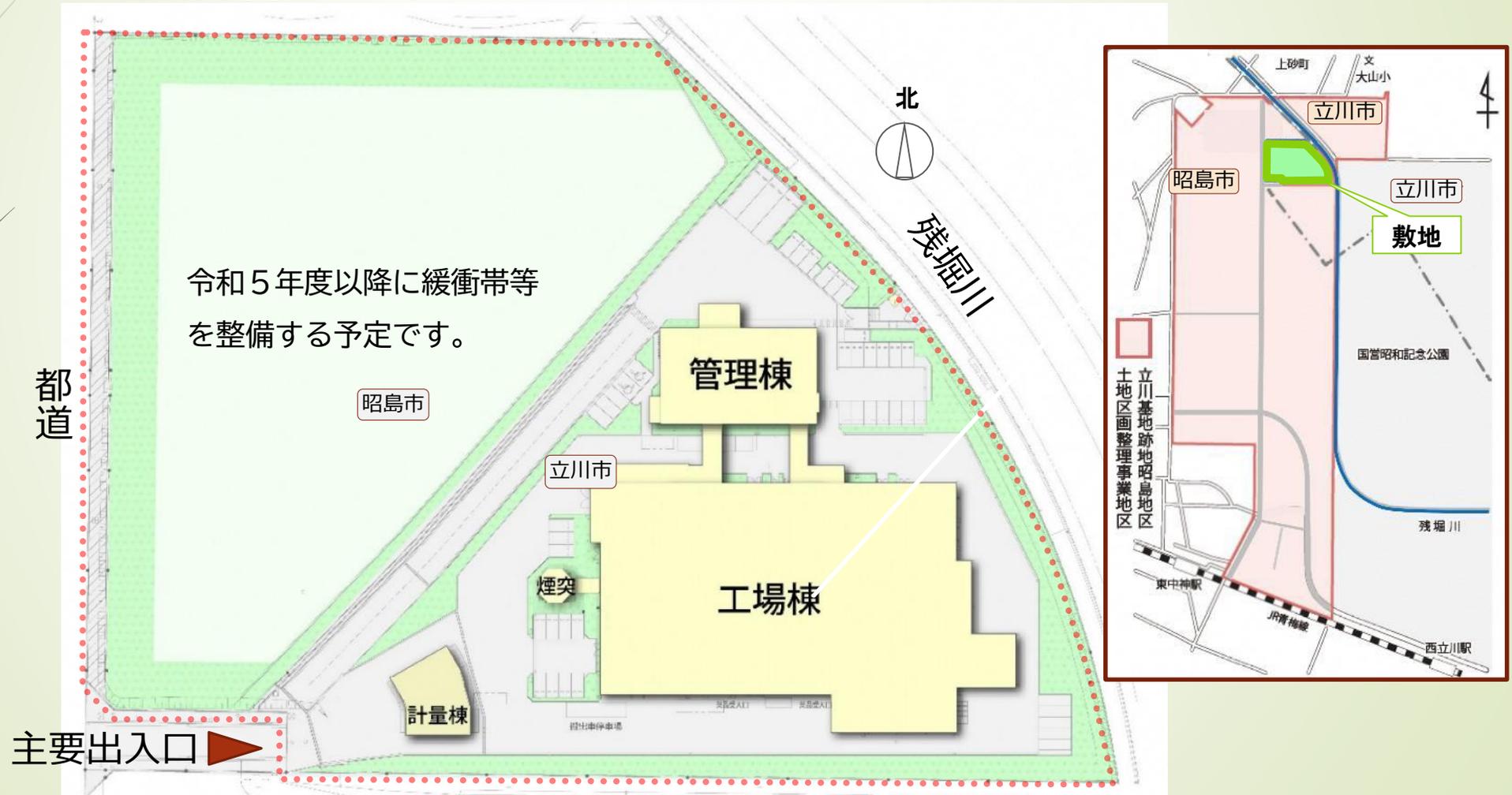
耐震性や浸水等の対策を行うことにより、大規模災害時にも稼働を確保し、地域の「防災拠点」としてエネルギー供給等が行える施設を目指す。

ごみを処理する段階で得られる熱エネルギーなどを効率的に回収し、有効活用できる施設を目指す。

1-3.立川市クリーンセンターの敷地概要

＜敷地の位置＞ 東京都立川市泉町2002、昭島市もくせいの杜二丁目3-2、3-3及び3-4

＜敷地の面積＞ 約2.4ha



1-4.施設整備工事の概要

<設計・工事期間> 令和元年6月27日から令和5年2月28日まで（3年8か月）

<受注者> 荏原・吉川特定建設工事共同企業体

<契約金額> 10,902,914,000円（税込）（当初契約 10,813,000,000円（税込））

当初契約：令和元年6月27日、変更契約：令和3年2月18日

<本施設の概要>

- ・計画年間処理量 29,196 t /年
- ・施設規模 **120 t /日（60 t /日×2炉）**
- ・処理方式 ストーカ方式
- ・処理対象物 燃やせるごみ、可燃性粗大ごみ、処理残さ（可燃）
- ・建築物概要 地上5階/地下1階、高さ約29m、建築面積約4,400m²、
延べ床面積約7,900m²
- ・工作物（煙突） 高さ 59m

1-5.現在の建設現場の状況（令和4年7月末時点）



ドローン空撮 令和4年7月27日撮影

1-6.これまでの経過

平成25年 2月	新清掃工場の候補地を発表
平成27年12月	新立川市清掃工場(仮称)の基本的な考え方の公表
平成28年 1月、 2月	説明会の開催
平成29年 3月	立川市新清掃工場整備基本計画の公表
平成29年 5月、 6月	説明会の開催
平成30年 4月	新清掃工場生活環境影響調査書の公表
平成30年 4月	説明会の開催
平成30年 9月	立川市ごみ焼却場 都市計画決定
平成31年 2月 平成31年 3月～令和元年 7月	樹木伐採及び不発弾調査に関する説明会の開催 樹木伐採及び不発弾調査の実施
令和元年 6月	新清掃工場整備運営事業 契約締結
令和元年 9月	事業概要説明会開催
令和元年 9月～令和 2年 7月	準備工事
令和 2年 7月	工場棟等の建設工事に着手
令和 3年 6月	施設名称の決定
令和 4年 4月	愛称の公表
令和 4年 6月	立川市クリーンセンター運営基本方針『たちむに宣言』の策定



2. 運営開始前後のスケジュールについて

2-1. 運営開始前後のスケジュール

【火入れ式】 令和4年11月15日 (予定)

【ごみの受け入れ開始日】 令和4年11月18日 (予定)

【整備工事の竣工日】 令和5年2月28日

【竣工式】 令和5年3月1日

【運営開始日】 令和5年3月1日

【関係者内覧期間】 令和5年3月2日～3月下旬 (予定)

【一般見学開始日】 令和5年3月下旬より

【団体見学開始日】 令和5年5月_{連休明け以降}

【会議室等貸出開始日】 令和5年5月_{連休明け以降}



**3. 立川市クリーンセンター
運営基本方針
『たちむにいい宣言』
について**

【お手元の資料をご参照ください】



4. 施設の運営について

4-1.運営概要

<運営期間>

令和5年3月1日～令和25年3月31日（20年1ヶ月）

<設置者>

立川市

<運営者>

株式会社 たちかわEサービス

<運営者の主な業務>

搬入ごみの受入

施設の運転・保守管理、整備工事

施設の防災・防犯管理



4-2.ごみの搬入時間

1. 家庭ごみ収集業者

月曜日～金曜日（祝日を含む） 8：00～12：00

13：00～16：00

2. 許可業者の搬入時間

月曜日～金曜日（祝日を含む） 8：00～12：00

13：00～16：00

土曜日（祝日を含む） 8：00～12：00

3. 市民の直接持ち込み

月曜日～金曜日（祝日を含む） 8：30～12：00

13：00～16：00

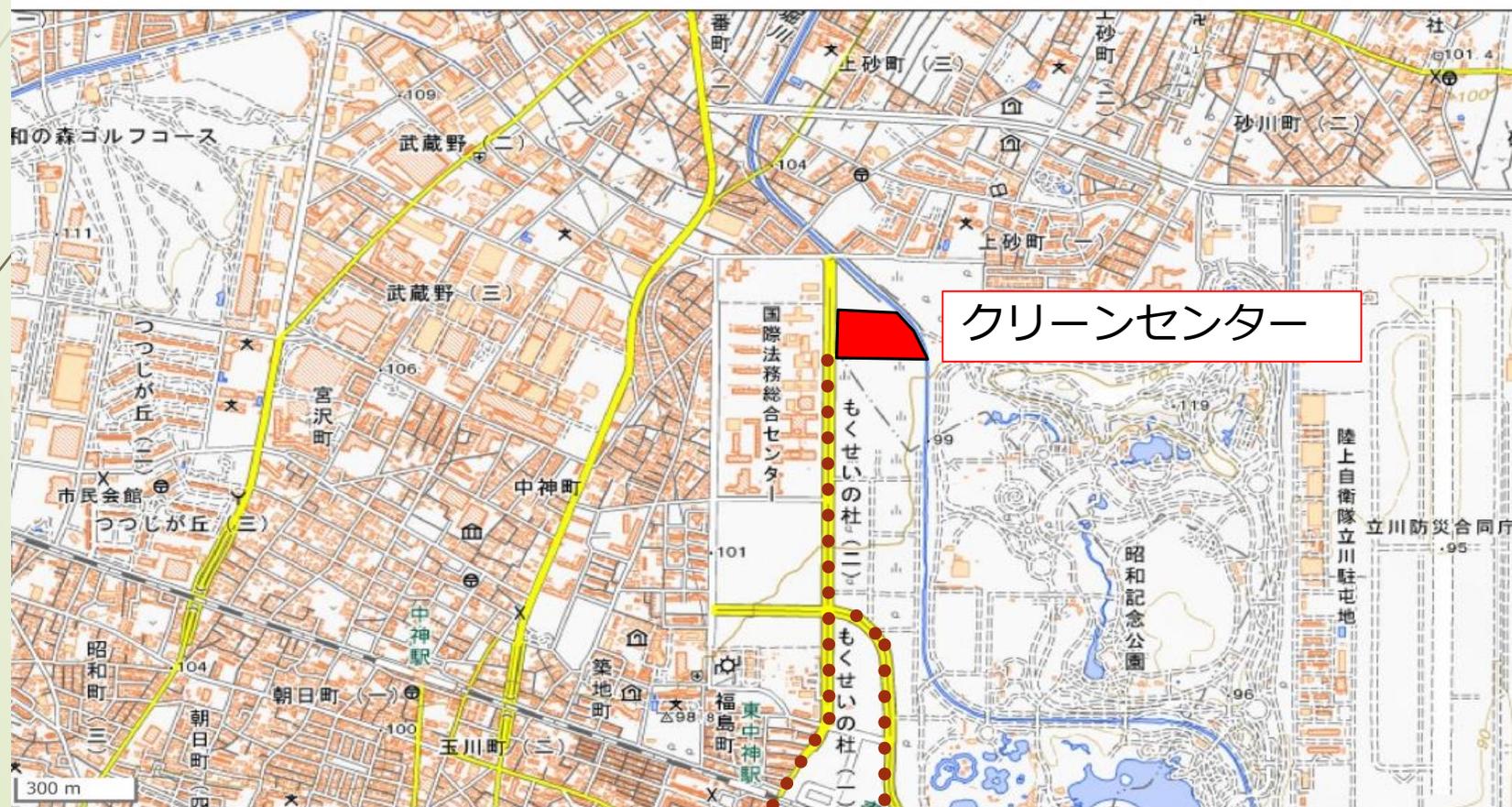
4-3.搬入・搬出車両ルートについて

収集車・灰運搬車等の搬入・搬出車両は、施設南側を通行します

2/06/20 17:58

地理院地図 / GSI Maps | 国土地理院

地理院地図
GSI Maps



4-4.施設の利用時間

1. 施設見学

月曜日～日曜日（祝日を含む） 9：00～17：00

※自由見学（予約は必要ありません）

※団体見学者は平日のみ（事前予約制）

※12月29日から1月3日までは休館

※毎月第1月曜日は休館

（祝日と重なる場合は翌平日が休館）

2. 会議室の貸出【環境啓発に関する研修会や講演会等で使用可】

月曜日～日曜日（祝日を含む） 9：00～21：00

※事前予約制

※12月29日から1月3日までは休館

※毎月第1月曜日は休館

（祝日と重なる場合は翌平日が休館）



※見学イメージ

4-5.イメージアップを図るイベントの開催

- ▶ ごみ減量に向けた啓発プログラムを立案し、楽しく学べるイベントを開催します。
- ▶ クリーンセンターの役割を知ってもらうことで、より身近に感じてもらい、ごみ減量への意識を高めるイベントの開催に努めます。



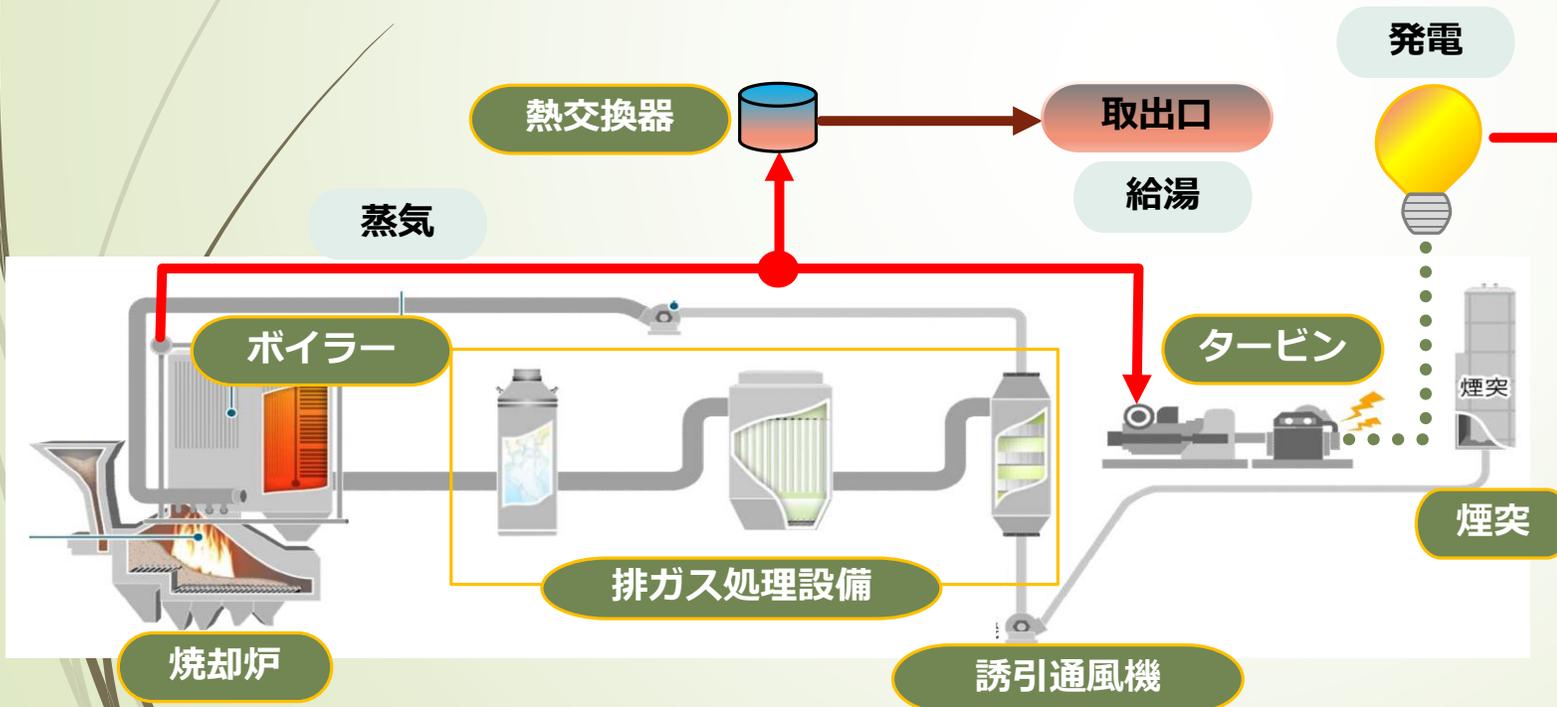
施設探検ツアー



ごみ分別体験

4-6. 余熱エネルギーの有効利用

- ▶ ごみ焼却時に発生する排ガスの廃熱を利用して蒸気を作ります。
- ▶ 発生した蒸気は水を温め、蒸気タービンを回して発電します。
- ▶ 発電した電気はクリーンセンターの照明、冷暖房、ポンプ及びコンベヤ等のごみ焼却設備の機械を動かすために使用し、余った電気は、外部へ売電します。

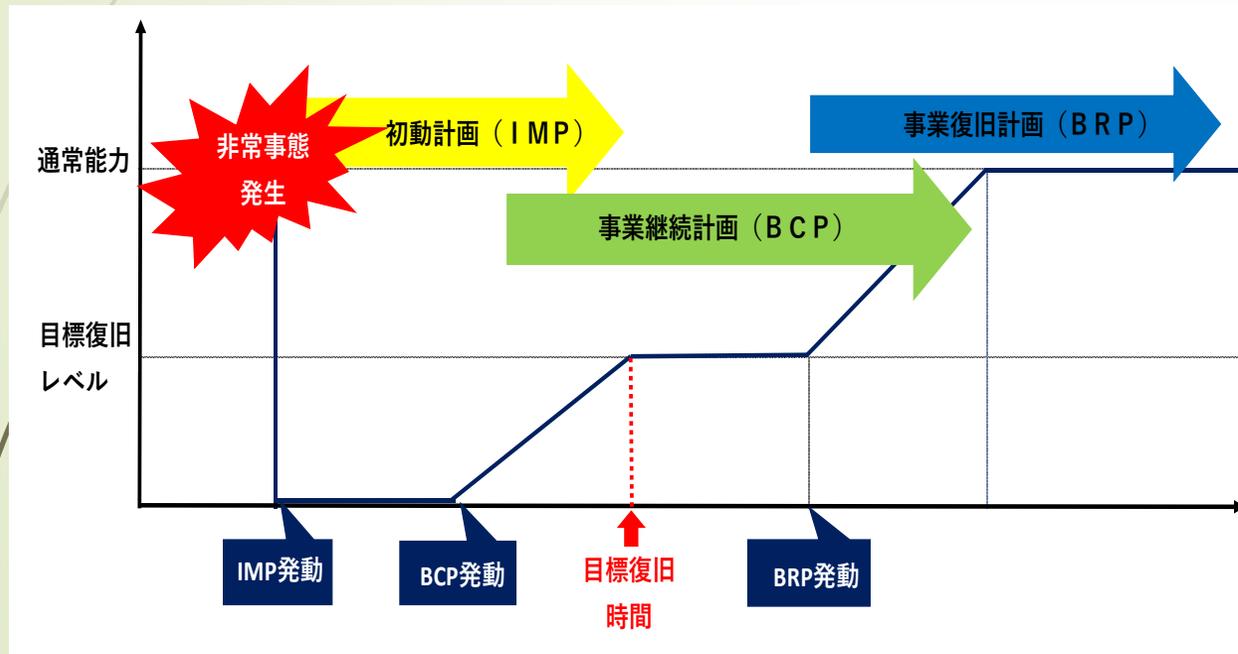


- ・ 最大発電電力 2390 kW
- ※年間約2,800世帯の年間使用量を発電予定
- ・ エネルギー供給
電力、給湯

余熱エネルギー有効利用イメージ図

4-7.災害発生時の対応

1. 焼却炉の安全な停止
2. 施設の安全を確保した後、速やかに再稼働し、電力等のエネルギーを供給
3. 他自治体からの派遣職員の受入れ施設として活用



IMP：被害状況の把握等の初期活動
BCP：ごみの受入れ開始や焼却炉の稼働等の予め定めた目標まで復旧を行う活動
BRP：災害により低下した施設の機能を災害発生前の状態に戻すための活動

災害発生後の施設復旧に向けたイメージ図

4-8.施設の安定・安全な稼働

～施設から排出される排ガス濃度 停止基準値遵守方法～

- ▶ 運転基準値を制御目標値として、自動制御運転を行います。
- ▶ 排ガス濃度が上昇傾向となり要監視基準値に到達した場合、運転員が手動介入して強固な対策を行うことにより停止基準値を遵守します。
- ▶ 停止基準値を超過する恐れがある場合は、超過前に焼却炉を自動停止します。

表 各基準値の定義

運転基準値	要監視基準値	停止基準値
<ul style="list-style-type: none">・ 自動制御の設定値・ 停止基準値に到達しないよう適切な制御幅を確保・ 運転状況に応じて適宜変更	<ul style="list-style-type: none">・ 停止基準値に到達しないよう運転員による手動介入操作を行う値・ 運転状況に応じて適宜変更	<ul style="list-style-type: none">・ 本施設の自主管理基準・ 超過する恐れがある場合は、超過前に焼却炉を自動停止



5. 緩衝帯等について

5-2 緩衝帯等の整備にいたる経緯

立川市クリーンセンターの建設にあたっては、
「立川市新清掃工場整備基本計画」で新清掃工場
が目指す施設のあり方を実現するために、

「災害時の後方支援機能」

「環境学習機能」

「周辺のみどりとの連続性の確保」

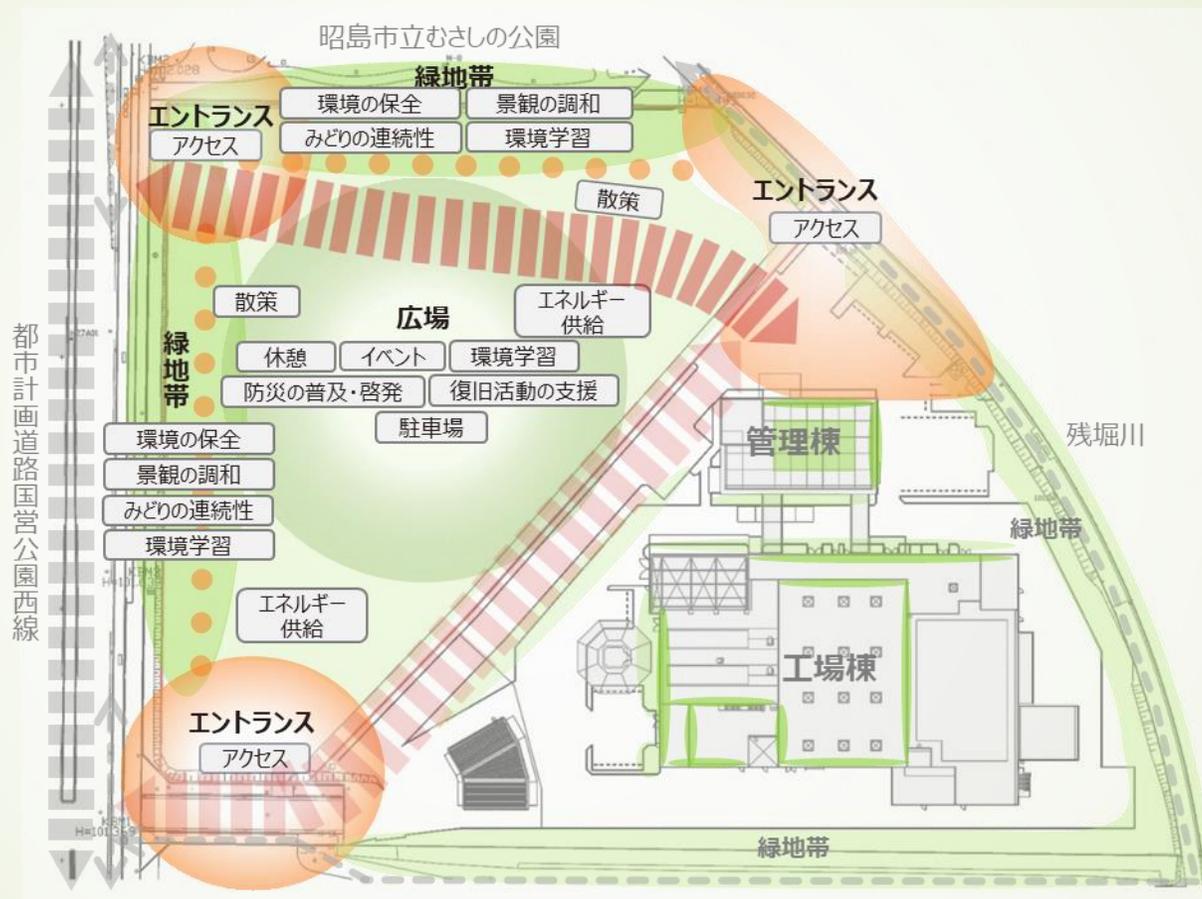
等を新清掃工場と一体となって担う『緩衝帯等』
を敷地の北側に設けることとしました。

5-3 緩衝帯等のコンセプト

地域にうるおいと憩いの場を提供する みどりのテラス

緩衝帯等は、環境や景観を保全する従来の役割を果たしつつ、新清掃工場が担う、地域の防災拠点や環境学習等の役割をより高めます。それらの役割を通して、地域と新清掃工場をつなぎ、**地域の人々が集うテラス**のような場所を目指すとともに、施設と一体となって「循環型社会」や「持続可能な開発目標(SDGs)」を実現します。

5-4 緩衝帯等の導入機能とゾーニング



【問合わせ窓口のご案内】

担当窓口	問合せ内容	連絡先
立川市環境下水道部 新清掃工場準備室	新清掃工場整備運営事業全般に関する こと	042-523-2111 内線4012・4013・4014
荏原・吉川特定建設 工事共同企業体、 株式会社 たちかわEサービス	クリーンセンターの建設工事に関する こと クリーンセンターの運営に関すること	042-519-1013
立川市環境下水道部 ごみ対策課	ごみの収集や分別等に関すること	042-531-5518
立川市環境下水道部 清掃事務所	現清掃工場に関すること	042-536-2921